
小城市国土強靱化地域計画

令和2年3月



目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靱化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本市の特性	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 海岸	3
(4) 河川	3
(5) 低平地	3
(6) 活断層	4
(7) 気候	4
2 過去の災害被害	5
(1) 大雨	5
(2) 台風	7
(3) 高潮	9
(4) 地すべり等	10
(5) 竜巻	10
(6) 地震	11
(7) 津波	12
3 計画において想定するリスク	13
(1) 豪雨・大雨（洪水）	13
(2) 台風	13
(3) 高潮	13
(4) 地すべり等	13
(5) 竜巻	13
(6) 地震	13
(7) 津波	14
III 脆弱性評価	15
1 脆弱性評価について	15
2 事前に備えるべき目標	16

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1 6
4 施策分野.....	1 8
5 評価結果.....	1 8
IV 施策分野ごとの推進方針	1 9
1 行政機能・情報手段・組織.....	1 9
2 生活・環境・文教.....	2 0
3 保健医療・福祉	2 1
4 経済・産業	2 2
5 市土整備・交通	2 3
V 計画の推進と不断の見直し	2 8
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	2 9
【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果	4 2
【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針	4 7
【別紙4】重要業績指標	6 3
【別紙5】施策分野「市土整備・交通」における個別事業一覧	6 5

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な市土・地域・経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （3）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「第2次小城市総合計画」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「第2次小城市総合計画」と同じく、令和元年度から令和7年度のまでの7年間とする。ただし、令和7年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

今後、新たな総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとします。

なお、計画期間中であっても施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

Ⅱ 想定するリスク

1 本市の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、東は佐賀市、西は多久市及び杵島郡江北町、南は白石町、北は天山山系を境に佐賀市及び唐津市に接し、六角川河口と有明海に面しており、面積は 95.81k m²である。

(2) 地勢・地質

本市の北部には天山山系が連なり、花崗岩を主とする深成岩類が広く分布しており、中部及び南部は佐賀平野の西部にあたる起伏のほとんどない平坦低地であり、有明粘土層と呼ばれる軟弱な沖積粘土層である。

(3) 海岸

本市には、南部に干満の差が著しい(6m)有明海沿岸の海岸がある。有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

(4) 河川

市内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である嘉瀬川、六角川の2水系に大別することができる。この中でも、六角川水系牛津川に注ぐ河川は、降雨量の多い時期には洪水が発生しやすい。

(5) 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤により広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

(6) 活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

(7) 気候

本県の気候は、県中央部の山地を境にして、県の北部が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。県内の年平均気温は概ねセ氏16度前後で、全般に温和な気候といえる。

降水量は、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良岳山系、西部の国見山周辺で多く、これらの地域では年降水量が2,500ミリメートルを超える。一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、年降水量は1,800ミリメートル前後である。

本県では、梅雨期に相当する6月から7月の降水量が年降水量の40パーセント近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨期の大雨によって発生している。

II 想定するリスク

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

(1) 大雨

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100mm 以上の大雨は、6 月～7 月の梅雨期に最も多く、この 2 か月で年間の約 63% と最も多い。また、8 月～9 月は台風や秋雨前線等で年間の約 20% を占めている。

日降水量 200mm 以上の大雨や 1 時間降水量 50mm 以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

- (1) 短時間（1～3 時間）に集中して降る
- (2) 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- (3) 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち(3)の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨	九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。 6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。 被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も 62 名にのぼった。
昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の大雨	済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。

災 害	概 要
	<p>県南部の太良町大浦では7月8日午前1時から8時までの7時間に600ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前4時から7時までは、1時間100ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3時間降水量は339ミリメートルに達した。</p> <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は341か所、住家の流失、埋没、全半壊は353戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は62名という大きな被害が出た。</p>
昭和38年6月30日の大雨	<p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6月30日午前2時から雨が強くなり、午前6時と9時には1時間降水量が100ミリメートルを超え、3時間降水量も午前3時～6時に202ミリメートル、さらに午前6時～9時に156ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に500ミリメートル以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に926か所、家屋の流失埋没による全半壊は181戸にのぼり、死者についても15名という大きな被害が出た。</p>
昭和55年8月28日～31日の大雨	<p>8月28日から30日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第12号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で1時間に50ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で400ミリメートルから500ミリメートル、所により568ミリメートルに達した。</p> <p>この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者4名、住家の被害は、床上浸水3,006戸、床下浸水16,965戸に及んだ。</p>
平成2年6月28日～7月3日の大雨	<p>梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。</p> <p>県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。</p>
令和元年8月27日～30日の大雨（令和元年佐賀豪雨）	<p>8月26日朝には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、27日に唐津市厳木町付近で、28日に多久市及び南部（神埼市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近）で、</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内全てに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で1時間降水量では佐賀(佐賀市)の110.0ミリを含む2地点、3時間降水量では白石(杵島郡白石町)の245.0ミリを含む2地点、6時間降水量では白石の279.0ミリを含む2地点、12時間降水量では佐賀の294.5ミリ、24時間降水量では佐賀の390.0ミリを含む2地点、48時間降水量では佐賀の430.5ミリを含む2地点、72時間降水量では佐賀で461.0ミリとなり観測史上1位の値となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>加えて、大町町では、浸水した鉄工所から工業用の油が流出し、周辺の住家や農地に影響を与えた。また、ぼた山の一部斜面が崩壊したことに伴い、周辺住民を避難させることとなった。</p> <p>この災害による被害は、死者3名、住家被害は全壊87棟、半壊860棟、一部破損(浸水以外)24棟、床上浸水774棟、床下浸水4,308棟(令和2年1月23日時点 県把握分)に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p> <p>小城市における被害は、人的被害はなかったものの、住宅被害は全壊2棟、半壊8棟、一部損壊3棟、床上浸水70棟、床下浸水560棟に及び道路、河川、農地等については、市道45箇所、市河川6箇所、林地2箇所、林道52箇所、農道92箇所、農地99箇所、農業水路185箇所、ため池10箇所の被害が発生した。</p>

(2) 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均(統計期間:1981~2010年)すると1年間に約26個発生しており、その中の約11個が日本の300km以内に接近し、更にその中の約3個が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近し、その中の約1個が九州に上陸している。ただし、9個の台風が九州北部地方に接近した年(2004年)もあれば、1個も接近しなかった年(1988年、2001年)もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
昭和 20 年 9 月 17 日（枕崎台風）	<p>9 月 17 日に枕崎市付近に上陸した台風第 16 号は、時速 50 から 60 キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。</p> <p>佐賀地方は、17 日午前 5 時より次第に風速を増し、午後 9 時頃に最大風速が秒速 18.8 メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で 16 日から 17 日の降水量が 680 ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は 101 名、倒壊住家は 304 棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p>
昭和 24 年 8 月 16 日～18 日（ジュディス台風）	<p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8 月 15 日から 18 日の総降水量は古湯地域で 760 ミリメートルを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡（現在の佐賀市）、小城郡（現在の小城市）を中心に 95 名、住家被害は全壊 234 棟、流失 128 棟、半壊 610 棟という甚大な災害となった。</p>
平成 3 年 9 月 13 日～14 日（台風第 17 号）	<p>沖ノ島島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して 9 月 14 日午前 5 時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では 14 日午前 5 時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日 6 時 9 分に南東の風、秒速 54.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 1 位）を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村（現在の唐津市七山）で家屋の倒壊により各 1 名が死亡、住家被害は全壊 9 戸、半壊 102 戸、一部損壊 110 戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
平成 3 年 9 月 27 日（台風第 19 号）	<p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9 月 26 日午後 4 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では 27 日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後 4 時 46 分に南南東の風、秒速 52.6 メートルの最大瞬間風速（観測史上 2 位）を観測した。</p> <p>台風第 17 号の約 2 週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊 23 戸、半壊 673 戸、一部損壊 34,208 戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風（台風第 13 号）及び秋雨前線豪雨	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風、秒速 50.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 3 位）を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17 日午後 8 時には 124,100 世帯に達した。一部の地域では停電期間が</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99ミリメートル、唐津市枝去木では1時間に89ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p>

(3) 高潮

有明海は、遠浅でV字型の地形で、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

【有明海沿岸の主な高潮災害】

災 害	概 要
<p>昭和 31 年 8 月 17 日 (台風第 9 号)</p>	<p>最強風時と有明海沿岸の満潮時が重なって約1.4メートルの気象潮が加わったことにより、大福、久保田、西川副などの各干拓堤防が各所で決壊し、海水が浸入した。この災害により、田畑が壊滅し農作物に甚大な被害をもたらすとともに、大福棚などでは入植者住宅が軒近くまで水没するなど、40年ぶりという大災害を引き起こした。</p>
<p>昭和 60 年 8 月 31 日 (台風 13 号)</p>	<p>台風の通過が有明海の満潮と重なり、大浦（太良町）でTP（東京湾平均海面）上3.21メートル、湾奥の住ノ江では4.81メートルに達する高潮を観測した。</p> <p>有明海に注ぐ本庄江、新川など15河川で大波に洗われて堤防の法面が崩壊し、久保田町（現在の佐賀市久保田町）では防潮堤防の上部が20メートルにわたって半壊して海水が流入した。また、芦刈町（現在の小城市芦刈町）では六角川河口と福所江川に避難係留中の漁船150隻が高波を受け堤防や道路などに打ち上げられた。床上浸水は川副町（現在の佐賀市川副町）の94戸をはじめ279戸、床下浸水を含めると1,000戸以上が被害を受けた。</p>

(4) 地すべり等

本市の山地丘陵は、豪雨等による急傾斜面の崩壊の生ずるおそれがある。一方果樹振興のため山地開発が進められ、さらに山崩れ、がけ崩れによる危険性もある。

【佐賀県に被害をもたらした地すべり等】

災 害	概 要
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号)及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害	<p>《伊万里市南波多町府招の地すべり》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 30 分頃、伊万里市南波多町府招の国道 202 号脇の山で、幅約 100 メートル、奥行き約 170 メートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋 2 戸が全壊、1 戸が半壊するなどの被害が生じた。</p>
	<p>《唐津市相知町田頭の土砂崩れ》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 45 分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約 300 メートル、高さ約 50 メートルにわたって崩れ、民家 1 棟が全壊、4 棟が半壊、3 人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。</p>
平成 22 年 7 月 14 日発生 of 吉野ヶ里町永山地区土石流災害	<p>7 月 12 日からの活発な梅雨前線の発達により吉野ヶ里町一帯に降り続いた雨は、12 日午後 3 時から 14 日正午までの連続雨量 475 ミリメートル、13 日正午から 14 日正午までの最大 24 時間雨量 289 ミリメートル、14 日午前 7 時から午前 8 時までの最大時間雨量 53 ミリメートルを記録した。</p> <p>14 日午前 9 時 20 分頃、吉野ヶ里町永山地区内の溪流で土石流が発生し、人家損壊 4 戸、非住家全壊 7 戸、橋梁被災 2 橋、消防施設損壊 1 施設等の被害が生じ、県道中原・三瀬線及び町道永山・坂本峠線が寸断された。</p>

(5) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、本県においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

【佐賀県で発生した主な竜巻災害】

災 害	概 要
平成 16 年 6 月 27 日の竜巻災害	<p>6 月 27 日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。(竜巻の強さ 佐賀市：F 2、鳥栖市：F 1)</p> <p>被害の範囲は、佐賀市で約 8 キロメートル、鳥栖市で約 1.3</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	キロメートルに及び、突風によって、軽症者 15 名、全壊家屋 15 棟、半壊家屋 25 棟、一部損壊家屋 377 棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。
平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災害	平成 28 年 9 月 28 日 10 時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約 45m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで J E F 1 に該当する。

(6) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模(M)	概 要
679 年 (天武 7 年)	筑紫国	6.5 ~7.5	家屋倒壊多く、幅 6 メートル、長さ 10 キロメートルの地割れを生ず。
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐 ・ 対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日)	日向 ・ 豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 棟（眉山崩壊による津波被害）。
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898 年 8 月 10~12 日 (明治 31 年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村（現在の佐賀市三瀬村）で器物の転倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、 陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス 破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測。 人的被害 重傷1名 軽傷14名 家屋被害 半壊1件 一部損壊136件
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害 は、重傷者4名、軽傷者9名

(7) 津波

本県において発生した津波災害は、寛政4（1792）年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものが記録されている程度であり、少ない。記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

一方で、平成22年2月27日、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成11年4月以来、初めて有明・八代海に津波警報が発表されたものの、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、県内に被害はなかった。

また、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で0.2メートルの津波が観測されたが、県内に被害はなかった。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

II 想定するリスク

3 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

ア) 昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

イ) 昭和 37 年、38 年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生する。

(4) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(5) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本県でも発生する。

(6) 地震

本県は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、県内でもほとんどの地域で震度 7 又は震度 6 強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(7) 津波

福岡県北部や長崎県南部等の周辺地域を震源とする地震や、海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、本市沿岸にも津波が到達する可能性がある。

また、津波の原因となる地震に伴い、河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、特に佐賀平野には、広域かつ長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている(第17条第1号)。《参考》基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。(基本法第17条第3号)

- イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第 17 条第 4 号)
- ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第 17 条第 5 号)
- エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、市が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
- オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

III 脆弱性評価

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生
II 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断
IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
		4-5 市街地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり市土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態	

4 施策分野

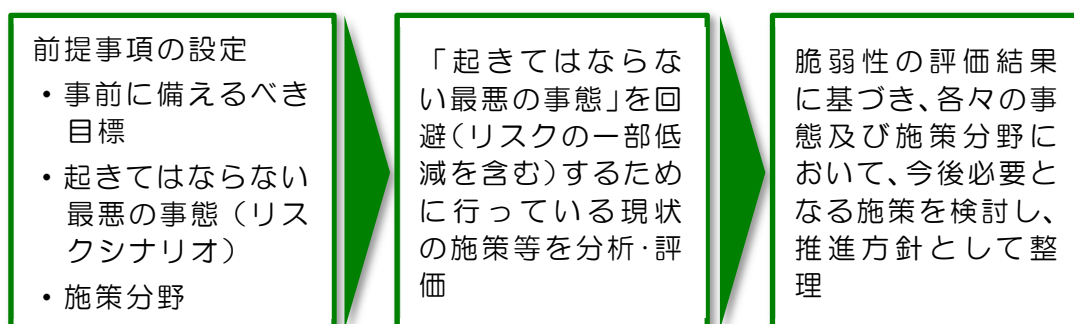
国の基本計画との調和を図りつつ、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

1. 行政機能・情報手段・組織
2. 生活・環境・文教
3. 保健医療・福祉
4. 経済・産業
5. 市土整備・交通

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

また、国土強靱化に関する施策を推進する重要業績指標（KPI）を、【別紙4】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

1 行政機能・情報手段・組織

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【防災対策課】
- 市民自らの避難行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。【防災対策課】
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。【防災対策課】

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも各防災関係機関等において自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、市内の石油の小売事業者の団体や中核給油所、小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。
【防災対策課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。【防災対策課】
- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図る。【防災対策課】
- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【防災対策課、関係各課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【防災対策課、関係各課】

2 生活・環境・文教

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【防災対策課、関係各課】
- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【環境課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 小城市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。
【環境課・農林水産課】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【環境課・農林水産課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への住民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【環境課・農林水産課】

3 保健医療・福祉

- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを図る。
【高齢障がい支援課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。
【防災対策課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保に取り組む。また、福祉避難所の充実が図られるよう努める。
【防災対策課・関係各課】
- 県等と連携し、想定避難者数を踏まえた食料、生活必需物資等の備蓄に努める。
【防災対策課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【防災対策課・関係各課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。
【健康増進課】

- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康増進課】
- 上水道施設の耐震化計画策定を推進する。 【水道課】

4 経済・産業

- 県等と連携し、想定避難者数を踏まえた食料、生活必需物資等の備蓄に努める。 【防災対策課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。 【防災対策課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【防災対策課】
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む。 【防災対策課・商工観光課】
- 近年の台風災害においては、日常的に使用されている天然ガスコジェネレーションシステムが減災に大きく貢献した事例が多く報告されていることから、電気と熱を大量に使用する施設に対しては、天然ガスコジェネレーション導入を推奨する。 【防災対策課・関係各課】
- 県等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【防災対策課・企画政策課】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。 【企画政策課】
- 県外の方に本市の魅力を知っていただき、移り住んでもらうための、きめ細かな支援体制を整備する。 【定住推進課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【環境課・農林水産課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林水産課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海につながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林水産課】
- 小城市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海につながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【環境課・農林水産課】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【環境課・農林水産課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への住民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【環境課・農林水産課】

5 市土整備・交通

個別の事業については、【別紙5】のとおり。

- 市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害時には必要な防災拠点施設であるため、消防防災施設とともに大規模災害時に機能不全に陥ることのないよう、老朽化した施設の建替えや長寿命化に向けた改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。 【防災対策課・関係各課】
- 多数の市民が利用する公民館、支館、保健福祉センター、商工施設、体育センター等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。 【防災対策課・関係各課】
- 多数の児童・生徒、園児が利用する小中学校、保育園、幼稚園等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となる

ため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。 【防災対策課・関係各課】

- 保育所等については、施設の安全を確保しなければならず、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。

【保育幼稚園課】

- 災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等の整備を促進する。また、消費電力の少ない災害時無停電照明装置や夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を促進する。

【防災対策課・関係各課】

- 災害時に電話、携帯電話等の情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）や公衆無線 LAN（Wi-Fi）の整備を促進する。

【防災対策課・関係各課】

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【定住推進課】

- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【定住推進課】

- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。

【定住推進課】

- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。 【都市計画課】

- 老朽化の著しい市営住宅については、小城市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【定住推進課】

- 建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。 【定住推進課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【環境課・関係各課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。
【防災対策課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。
【建設課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【農村整備課・建設課】
- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【建設課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【建設課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【農林水産課】
- 海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【農林水産課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。
【農林水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。
【農林水産課】

- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池に対する整備を推進する。 【農村整備課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農村整備課】
- 佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。 【農村整備課】
- 渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者との水利用調整等を十分に図る。 【農村整備課】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。 【農村整備課】
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、経営戦略等の見直しを行い、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。 【下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な施設運営が図られるように、計画的な維持管理を促進する。 【下水道課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定し、取組を推進する。 【下水道課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林水産課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。 【農林水産課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海につながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林水産課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長 15m 以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【建設課】
- 市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【建設課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【都市計画課】

- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。

【防災対策課、関係各課】

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、「第2次小城市総合計画」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水が想定される場所に立地しているものもある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、住民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、施設の延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進めることが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。

- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、住民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が市内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理に取り組む必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、救急活動に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、市は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておく必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、市内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により業務を継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 災害時にエネルギーの供給途絶が長期に及べば、市民生活や企業等の経済活動に多大な影響が生じる。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。

4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 佐賀平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じている。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸（がれき）等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。

- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、一部市街地など調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり土地の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備が必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能・情報手段・組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、住民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理に取り組む必要がある。
- 大規模災害が発生した際、市は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により活動が継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等の整備を促進する。また、消費電力の少ない災害時無停電照明装置や夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を促進する。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

B) 生活・環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

C) 保健医療・福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 災害時における市民の生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が市内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

D) 経済・産業

- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。

- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、市内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- 災害時にエネルギーの供給途絶が長期に及べば、市民生活や企業等の経済活動に多大な影響が生じる。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本県の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

E) 市土整備・交通

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する必要がある。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水が想定される場所に立地しているものもある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、住民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進める必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 佐賀平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じている。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路施設における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、一部市街地など調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。【防災対策課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを行う。【高齢障がい支援課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【防災対策課・関係各課】
- 市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害時には必要な防災拠点施設であるため、消防防災施設とともに大規模災害時に機能不全に陥ることのないよう、老朽化した施設の建替えや長寿命化に向けた改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【防災対策課・関係各課】
- 多数の市民が利用する公民館、支館、保健福祉センター、商工施設、体育センター等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【防災対策課・関係各課】
- 多数の児童・生徒、園児が利用する小中学校、保育園、幼稚園等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【防災対策課・関係各課】
- 保育所等については、施設の安全を確保しなければならず、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【保育幼稚園課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を推進する。【定住推進課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【定住推進課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。【定住推進課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、小城市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【定住推進課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】

- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【建設課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。【都市計画課】

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。【防災対策課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを図る。【高齢障がい支援課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【防災対策課・関係各課】
- 市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害時には必要な防災拠点施設であるため、消防防災施設とともに大規模災害時に機能不全に陥ることのないよう、老朽化した施設の建替えや長寿命化に向けた改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【防災対策課・関係各課】
- 多数の市民が利用する公民館、支館、保健福祉センター、商工施設、体育センター等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【防災対策課・関係各課】
- 多数の児童・生徒、園児が利用する小中学校、保育園、幼稚園等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【防災対策課・関係各課】
- 保育所等については、施設の安全を確保しなければならず、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。【保育幼稚園課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、小城市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【定住推進課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境課・関係各課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報を提供する。【防災対策課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。【建設課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【農村整備課・建設課】
- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【建設課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。【農林水産課】
- 海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【農林水産課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【農林水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【農林水産課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備を推進する。【農村整備課】
- 県や土地改良区などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。【農村整備課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。【農村整備課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 市管理道路の防災対策について、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【建設課】
- 小城市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【環境課・農林水産課】

- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切に
する行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【環境課・農林水産課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多
面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活
動への住民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを
推進する。
【環境課・農林水産課】

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図
る。
【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、
防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市
民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと
もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災対策課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができ
るよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援
者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援する。
【高齢障がい支援課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊
急時の円滑な医薬品等の供給を図る。
【防災対策課・関係各課】
- 市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害時には必要な防
災拠点施設であるため、消防防災施設とともに大規模災害時に機能不全に陥る
ことのないよう、老朽化した施設の建替えや長寿命化に向けた改修等を行い、
防災機能強化の整備を促進する。
【防災対策課・関係各課】
- 多数の市民が利用する公民館、支館、保健福祉センター、商工施設、体育セ
ンター等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所
となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を
促進する。
【防災対策課・関係各課】
- 多数の児童・生徒、園児が利用する小中学校、保育園、幼稚園等は施設の安
全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化
した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。
【防災対策課・関係各課】
- 保育所等については、施設の安全を確保しなければならず、老朽化した施設
の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。
【保育幼稚園課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促
進する。
【都市計画課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治
水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【環境課・関係各課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止
施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命
化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に土砂災害情報を提供する。
【防災対策課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【道路課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。
【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。
【建設課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。
【農林水産課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。
【農林水産課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。
【農林水産課】
- 小城市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海つながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。
【環境課・農林水産課】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切に
する行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【環境課・農林水産課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への住民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【環境課・農林水産課】

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。
【防災対策課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課】
- 市町等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。
【防災対策課・企画政策課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。
【防災対策課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。
【農村整備課】

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災対策課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保に取り組む。また、福祉避難所の充実を図る。
【防災対策課・関係各課】
- 市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害時には必要な防災拠点施設であるため、消防防災施設とともに大規模災害時に機能不全に陥ることのないよう、老朽化した施設の建替えや長寿命化に向けた改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。
【防災対策課・関係各課】
- 多数の市民が利用する公民館、支館、保健福祉センター、商工施設、体育センター等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。
【防災対策課・関係各課】
- 多数の児童・生徒、園児が利用する小中学校、保育園、幼稚園等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。
【防災対策課・関係各課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。
【健康増進課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。
【健康増進課】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【防災対策課・関係各課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。 【防災対策課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【防災対策課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【定住推進課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【定住推進課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。 【農林水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。 【農林水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
- 市管理道路の防災対策について、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【建設課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【建設課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。
【農林水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。
【農林水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。
【建設課】

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災対策課】
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。
【防災対策課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」、「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【定住推進課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。
【定住推進課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。
【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。
【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。
【建設課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時緊急医薬品等を備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。
【防災対策課・関係各課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【定住推進課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。
【定住推進課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】

- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【建設課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【防災対策課】
- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図る。 【防災対策課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防災活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。 【防災対策課・関係各課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。 【定住推進課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【定住推進課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。 【防災対策課】
- 災害時に電話、携帯電話等の情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）や公衆無線 LAN（Wi-Fi）の整備を促進する。 【防災対策課・関係各課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【建設課】

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む。
【防災対策課・商工観光課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【定住推進課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。
【定住推進課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。
【農林水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。
【農林水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。
【建設課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも、各防災関係機関等において自家発電装置により業務を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、市内の石油の小売事業者の団体や中核給油所・小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。
【防災対策課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。
【防災対策課】

- 近年の台風災害においては、日常的に使用されている天然ガスコジェネレーションシステムが減災に大きく貢献した事例が多く報告されていることから、電気と熱を大量に使用する施設に対しては、天然ガスコジェネレーション導入を推奨する。 【防災対策課・関係各課】
- 災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等の整備を促進する。また、消費電力の少ない災害時無停電照明装置や夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を促進する。 【防災対策課・関係各課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【定住推進課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【建設課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【建設課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【都市計画課】

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 上水道施設の耐震化計画策定を推進する。 【水道課】
- 渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者と水利用調整を図る。 【農村整備課】
- 農業用水の配水施設の整備により、用水の安定的供給を図る。 【農村整備課】
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、経営戦略等の見直しを行い、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。 【下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な施設運営が図られるように、計画的な維持管理を促進する。 【下水道課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定し、取組を推進する。 【下水道課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。【都市計画課】

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【定住推進課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【定住推進課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【農林水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【農林水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【建設課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。【都市計画課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【建設課】

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【防災対策課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【防災対策課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【都市計画課】

4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【農村整備課・建設課】
- 県や土地改良区などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。 【農村整備課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【環境課・農林水産課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸工事や危険なため池に対する整備を推進する。 【農村整備課】
- 佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。 【農村整備課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林水産課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。 【農林水産課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林水産課】
- 小城市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海つながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【環境課・農林水産課】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にしている行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【環境課・農林水産課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への住民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【環境課・農林水産課】

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【環境課】
- 建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生を抑制にもつなげる。
【定住推進課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【防災対策課・関係各課】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災対策課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。
【防災対策課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【防災対策課・関係各課】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。
【企画政策課】

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり土地の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【環境課・関係各課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。
【建設課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【農村整備課・建設課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【農林水産課】
- 海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【農林水産課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。
【農林水産課】

- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【農林水産課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池に対する整備を推進する。【農村整備課】
- 小城市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【環境課・農林水産課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への住民理解を促し市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。【環境課・農林水産課】

【別紙4】重要業績指標

【別紙4】重要業績指標

指標	単位	現状 (H30年)	R3年	R7年	対応する リスクシナリオ
「普段からいざいざときの防災の準備をしている」市民の割合	%	26.0	29.0	33.0	1-1、1-2、1-3、2-3、4-5
消防団員数	人	1,064	1,080	1,080	1-1、1-2、1-3、2-3、4-5、5-3
避難行動要支援者名簿登録数	人	204	204	204	1-1、1-2、1-3
大規模建築物耐震化率(累計)	%	100	100	100	1-1、2-1、2-4、4-1、4-4、5-1
防災拠点建築物耐震化率(累計)	%	98.6	98.6	98.6	1-1、2-3、2-4、3-1、
耐震化未実施の住宅に対する戸別訪問等の実施戸数(累計)	戸	0	10	50	1-1
河川の整備延長	km	3.1	3.1	3.1	1-2、4-6、5-4
土砂災害防止施設の整備状況	箇所 (%)	11 (31)	11 (31)	11 (31)	1-3、2-2
防災重点ため池ハザードマップ作成状況	箇所 (%)	9 (29.0%)	12 (38.7%)	21 (67.7%)	1-2、1-4、4-6、4-7、5-4
水道施設の耐震化計画策定率	%	0	0	100	4-3

【別紙 4】重要業績指標

指標	単位	現状 (H30年)	R3年	R7年	対応する リスクシナリオ
間伐面積	ha	25.6	25	25	1-3、4-7
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施率 (橋梁 15m以上で判定Ⅲの橋梁補修:19 橋)	%	58	84	100	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施率(54 橋)	%	33	72	100	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4

【別紙5】施策分野「市土整備・交通」における個別事業一覧

【目次】

施策分野「市土整備・交通」に係る個別施策番号一覧	66
1. 公共施設整備事業	69
2. 保育所等整備事業	70
3. 道路事業	71
4. 街路・区画整理・都市再生事業	72
5. 住宅整備事業	73
6. 生活排水処理事業	74
7. 農村整備事業	75
8. 漁港事業	76
9. 林道整備事業	77

※ 個別事業一覧に掲載されている事業は、計画作成（R2.3）時点の予定であり、今後の社会情勢等により、変更となることもある。

施策分野「市土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
1	市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置するとともに、災害時には必要な防災拠点施設であるため、消防防災施設とともに大規模災害時に機能不全に陥ることのないよう、老朽化した施設の建替えや長寿命化に向けた改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。	1-1、1-2、1-3、1-5
2	多数の市民が利用する公民館、支館、保健福祉センター、商工施設、体育センター等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。	1-1、1-2、1-3、1-5
3	多数の児童・生徒、園児が利用する小中学校、保育園、幼稚園等は施設の安全を確保しなければならないとともに、災害時には避難所となるため、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。	1-1、1-2、1-3、1-5
4	保育所等については、施設の安全を確保しなければならず、老朽化した施設の建替えや改修等を行い、防災機能強化の整備を促進する。	1-1、1-2、1-3
5	災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等の整備を促進する。また、消費電力の少ない災害時無停電照明装置や夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を促進する。	4-2
6	災害時に電話、携帯電話等の情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）や公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を促進する。	3-2
7	県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	1-1、2-1、2-3、2-4、3-1、4-1、4-4
8	住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。	1-1、2-1、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
9	県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。	1-1
10	土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。	1-3
11	老朽化の著しい市営住宅については、小城市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。	1-1、1-2
12	建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。	5-1
13	温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。	1-2、1-3、4-7、5-4
14	住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。	1-2、1-3、1-4
15	河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。	1-2、5-4
16	排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-2、4-6、5-4
17	市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。	1-2
18	「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-3、2-2

施策分野「市土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
19	土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-3、2-2
20	高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-2、5-4
21	海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-2、5-4
22	市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、5-4
23	防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、5-4
24	県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。	1-2、4-6、4-7、5-4
25	防災重点ため池についてはハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。	1-2、1-4
26	佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。	4-7
27	渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者との水利用調整等を十分に図る。	4-3
28	農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。	4-3
29	生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、経営戦略等の見直しを行い、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。	4-3
30	下水道等の施設については、適切な施設運営が図られるように、計画的な維持管理を促進する。	4-3
31	生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定し、取組を推進する。	4-3
32	森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。	1-3、4-7
33	効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。	1-3、4-7
34	市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。	1-3、4-7
35	重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
36	通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所を整備を重点的に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
37	市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
38	市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
39	市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4

施策分野「市土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
40	市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
41	緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
42	広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。	2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
43	市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、4-4、4-5
44	道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、3-1、4-2、4-4
45	大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。	1-1、4-2
46	広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。	5-1

1. 公共施設整備事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業種別	主施策番号
1		小城市	市	公共施設整備事業	市庁舎	公共施設整備等	1・5・6
2		小城市	市	公共施設整備事業	市内消防防災施設	公共施設整備等	1・5
3		小城市	市	公共施設整備事業	市内福祉施設	公共施設整備等	2・5・6
4		小城市	市	公共施設整備事業	市内文教施設	公共施設整備等	2・3・5・6
5		小城市	市	公共施設整備事業	市内商工施設	公共施設整備等	2・5・6

2. 保育所等整備事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業種別	主施策 番号
1		小城市	市	保育所等整備事業	市内保育所等	保育所等整備事業等	4

3. 道路事業

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	小城市	市	竹下線ほか13路線	小城	舗装補修		35
2	小城市	市	(市) 寺浦幹線	小城工区 ほか3箇所	冠水対策		35
3	小城市	市	(市) 熊寄・四条線	三日月工区 ほか4箇所	冠水対策		35
4	小城市	市	(市) 上江良線	牛津工区 ほか11箇所	冠水対策		35
5	小城市	市	(市) 小路・中村線	芦刈工区 ほか13箇所	冠水対策		35
6	小城市	市	(市) 牛津駅前線	牛津	改築		42
7	小城市	市	(市) 牛津駅南線	牛津	改築		42
8	小城市	市	(市) 小城公園・本告線	小城	交通安全		36
9	小城市	市	(市) 本告・杉町線	三日月	交通安全		36

4. 街路・区画整理・都市再生事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	路線等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	都市再生	小城市	市		牛津地域拠点地区	都市再生整備計画事業（国策）	1.00 計画	36

5. 住宅整備事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業種別	主施策 番号
1	建築	小城市	県・市	公営住宅等整備事業	市内全域	公営住宅整備等	11
2	建築	小城市	県・市	公営住宅等ストック総合改善事業	市内全域	公営住宅整備等	11
3	建築	小城市	県・市	住宅市街地総合整備事業	市内全域	住宅整備等	8
4	建築	小城市	県・市	街なみ環境整備事業	市内全域	街なみ整備等	8
5	建築	小城市	県・市	市街地再開発事業	市内全域	市街地再開発	8
6	建築	小城市	県・市	優良建築物等整備事業	市内全域	優良建築物整備等	8
7	建築	小城市	県・市	住宅・建築物安全ストック形成事業	市内全域	建築物耐震改修・危険住宅移転等	7
8	建築	小城市	県・市	狭あい道路整備等促進事業	市内全域	道路情報整備・道路拡張整備等	8

6. 生活排水処理事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	排水区等名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	公共下水道	小城市	市	清水・原田処理区	処理場	改築(施設)		30
2	公共下水道	小城市	市	牛津処理区	処理場	改築(施設)		30
3	公共下水道	小城市	市	三日月処理区	処理場	改築(施設)		30
4	公共下水道	小城市	市	芦刈処理区	処理場	改築(施設)		30
5	公共下水道	小城市	市	小城処理区		未普及対策	31.9 ha	29
6	公共下水道	小城市	市	三日月処理区		未普及対策	13.4 ha	29
7	公共下水道	小城市	市	牛津処理区		未普及対策	2.6 ha	29
8	公共下水道	小城市	市	芦刈処理区		未普及対策	4.5 ha	29
9	農業集落排水	小城市	市	砥川	砥川浄化センター	改築(施設・管路)	一式	30
10	農業集落排水	小城市	市	織島	織島浄化センター	改築(施設・管路)	一式	30
11	農業集落排水	小城市	市	堀江	堀江浄化センター	改築(施設・管路)	一式	30
12	浄化槽	小城市	市	-	-	市町型	215 基	29
13	浄化槽	小城市	市	-	-	個人型	142 基	29

7. 農業農村整備事業

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	小城市	市	基盤整備促進（小規模整備型）	三日月東部第2	用排水路L=980m		28
2	小城市	市	基盤整備促進（小規模整備型）	三日月芦田	用排水路L=766m		28
3	小城市	市	基盤整備促進（小規模整備型）	橋内	用水路L=717m		28
4	小城市	市	基盤整備促進（小規模整備型）	芦刈川越	用排水路L=430m		28
5	小城市	区	基盤整備促進（小規模整備型）	大寺	用水路L=332m		28
6	小城市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	芦刈	用排水施設一式		28
7	小城市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	芦刈2	用排水施設一式		28
8	小城市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	芦刈3	用排水施設一式		28
9	小城市	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	小城3期	ダム付帯施設一式 用排水施設一式		28
10	小城市	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	小城4期	用排水施設一式		28
11	小城市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	三日月3期	用排水施設一式		28
12	小城市	区	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	三日月4期	用排水施設一式		28
13	小城市	市	ため池等整備事業	山崎	堤体工、取水施設一式		24

8. 漁港事業

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	小城市	市	漁港施設ストックマネジメント事業	小城市本土	機能保全工事 一式		22

9. 林道整備事業

項番	事業分野	地域森林計画名	市町名	事業主体	路線名	種別	事業概要	利用区域面積	主施策番号
1	林道	佐賀東部	小城市	市	天山	森林管理道	改良 100.0 m	854.0 ha	33
2	林道	佐賀東部	小城市	市	江里山	森林管理道	改良 20.0 m	51.0 ha	33
3	林道	佐賀東部	小城市	市	川内	森林管理道	改良 10.0 m	104.0 ha	33
4	林道	佐賀東部	小城市	市	天山	森林管理道	点検	854.0 ha	33
5	林道	佐賀東部	小城市	市	江里山	森林管理道	点検	51.0 ha	33
6	林道	佐賀東部	小城市	市	川内	森林管理道	点検	104.0 ha	33